

小美玉市議会 総務常任委員会審査記録

招集年月日	平成30年3月16日(金)	午前10時開会
会場場所	小美玉市本庁舎 3階 議会委員会室	
出席委員	長島幸男委員長, 村田春樹副委員長, 大和田智弘委員, 小川賢治委員, 岩本好夫委員, 植木弘子委員, 市村文男議長	
欠席委員	なし	
職務出席者の職氏名	島田穰一市長, 林利家副市長, 島田清一郎市長公室長兼秘書広聴課長, 白井福夫企画財政部長兼財政課長, 我妻智光総務部長兼総務課長, 亀山一市民生活部長兼生活文化課長, 岡野英孝危機管理監兼防災管理課長, 久保田一江議会事務局長, 清司俊之消防長, 藤本正子会計管理者兼会計課長, 植田みのり監査委員事務局長, 立原伸樹小川総合支所長兼総合窓口課長, 飯塚新一玉里総合支所長兼総合窓口課長, 倉田増夫政策調整課長, 滑川和明市民協働課長, 太田勉企画調整課長, 園部章一税務課長, 小神野勤収納課長, 藤枝修二管財検査課長, 菊田裕子市民課長, 真家功環境課長, 鈴木定男議会事務局次長, 木名瀬美昭消防次長, 長島久男消防本部総務課長, 中島賢二警防課長, 鈴木正人予防課長, 植田賢一財政課長補佐, 倉田賢吾総務課長補佐, 林美佐市民生活部生活文化課長補佐, 安彦晴美市民生活部生活文化課長補佐, 深作治書記	
協議事項	<p>議案第1号 小美玉市第2次総合計画基本構想を定めることについて</p> <p>議案第5号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第42号 公の施設の広域利用に関する協定について(県央)</p> <p>議案第43号 公の施設の広域利用に関する協定について(近隣)</p> <p>議案第6号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第7号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>議案第8号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第9号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第21号 小美玉市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第22号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算(第4号)(総務常任委員会所管)</p> <p>議案第29号 平成29年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第47号 和解について</p> <p>29 陳情第2号 太陽光発電施設に関する陳情書</p>	
会議(発言等の要旨)	平成30年3月16日(金) 午前9時58分開会	
村田副委員長	おはようございます。皆様おそろいになりましたので, ただいまより総務常任委員会を開催いたします。最初に, 委員長挨拶。長島委員長お願いします。	
長島委員長	改めましておはようございます。昨年12月の定例会において各委員会の改選がございました。委員各位のご推挙によりまして, 総務常任委員長として就任をいたしました。委員会所管事項に対し微力ながら職務を全うする所存でございます。皆様のご協力をお願い申し上げます。先週は, 3日間の一般質問, 今週は予算特別委員会に続きまして本日は総務常任委員会と, 大変ご苦勞様です。本日は13件の議案と継続の陳情が1件ということでございます。付託された案件につきまして, 慎重なる審議をよろしく願いいたします。以上ご挨拶といたします。	
村田副委員長	ありがとうございます。続きまして議長挨拶。市村議長お願いします。	

市村議長	おはようございます。委員長からお話がありましたように続いての会議の開催ということで大変ご苦労さまでございます。また、今日はちょっと曇りではございますがお彼岸も近いということで非常に暖かくなってまいりました。暑さ寒さも彼岸までということでございますが、それでもなお、寒い日があるようでございますので、体調管理には十分留意されてこの議会最後までお付き合いのほどよろしくお願い致します。今日は議案先ほどありましたように全部合わせて14件ということでございますので、慎重な審査をお願いしてあいさつにかえさせていただきます。ご苦労様です。
村田副委員長	ありがとうございました。執行部挨拶、島田市長をお願いします。
島田市長	改めましておはようございます。議員のみなさん総務常任委員会ということで時間前に開会ということで誠にご苦労様でございます。また第1回の定例議会ということで長きに渡ってご支援、またご審査をいただいて今日があるわけでございます。心から皆様のご協力に感謝申し上げます。今日の14件の総務常任委員会の説明しっかりしますので、よく審査をしていただいて、全議案可決いただければこんな嬉しいことはないわけでございますのでよろしくお願いしたいと思います。本日は誠にご苦労様でございます。
村田副委員長	ありがとうございました。それでは、議事に入ります。議事進行のほうは、委員長のほうでよろしくお願いいたします。
長島委員長	それでは、議事に入る前に、福島議員、谷仲議員の傍聴を許可しましたのでよろしくお願い致します。また今日は、昨年12月の委員会改選後、初めて部課長が全員揃う委員会となりますので、執行部から順に自己紹介をお願いしたいと思います。 それでは、執行部からお願いします。 (執行部・各委員の自己紹介) それではよろしくお願い致します。
<b>1) 議案第1号 小美玉市第2次総合計画基本構想を定めることについて</b>	
長島委員長	早速、議事に入ります。本日の議題は、3月9日付託された議案審査付託表のとおりであります。まず、「議案第1号 小美玉市第2次総合計画基本構想を定めることについて」議題といたします。執行部より説明を求めます。
太田企画調整課長	それでは、議案第1号 小美玉市第2次総合計画基本構想を定めることについて、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。 小美玉市第2次総合計画は、小美玉市自治基本条例第13条の規定により、総合的かつ計画的な市政運営を行うために定めるものでございます。今回皆様のお手元に最終案を別冊で配布させていただきました。 別冊の表紙を1枚めくっていただきまして、目次をご覧くださいますと、このうち26ページから36ページまでが今回の議案にあたる基本構想でございます。その前の序論と、42ページからの基本計画をもちまして総合計画となるものでございます。 小美玉市基本構想はまちづくりの基本的な考え方である基本理念、まちづくりの将来像、及びそれを達成するために必要な土地利用構想、施策の大綱を明らかにするものでございまして、平成30年度から平成39年度までの10年間をその期間としております。 それではその概要について説明をさせていただきます。別冊の27ページの方をお開きいただければと思います。 まず、まちづくりの基本理念でございますが、一つ目が「協働・連携、そしてチャレンジ」、2つ目が「ふるさと・文化、そしてシビックプライド」、3つ目が「人・もの・情報の交流、そして発信」という3つの理念を掲げました。

	<p>28 ページをお開きください。この基本理念を基に、小美玉市が目指すまちづくりの将来像として「人 もの 地域が輝き はばたく ダイヤモンドシティ 見つける。みがく。光をあてる」と決めました。</p> <p>29 ページをお開きください。まちづくりの将来像を実現するため、基本目標を定めました。「みんなの力で磨くまちづくり」、「人を育てる学びの場づくり」、「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」、「仕事と暮らしを創造する環境づくり」、そして「安全・安心な生活を支える体制づくり」の5つでございます。</p> <p>続きまして 31 ページの将来指標でございますが、人口フレームは総合計画を策定する際の基本となるものですが、総合戦略における人口ビジョンの考え方を踏襲して、2027年度の将来目標人口を48,600人と設定いたしました。</p> <p>続きまして 32 ページから 35 ページまでの土地利用構想でございますが、小美玉市は陸・海・空の広域交通ネットワークに恵まれた都市であることから、これらの優位性を生かした効果的な土地利用を推進し、未来に向けて持続可能なまちづくりを推進することといたしました。こうした考え方の基に、33 ページからは5つのエリアを配置し、また、4つのゾーンを位置付けてございます。これらの土地利用を図で表したものが 35 ページの土地利用構想図でございます。</p> <p>続きまして、36 ページをご覧ください。これまで説明いたしました考え方に基づきまして、まちづくりの将来像であります「人 もの 地域が輝き はばたく ダイヤモンドシティ 見つける。みがく。光をあてる」を実現するための施策の大綱をこのように構成いたしました。基本目標として5つを掲げ、この基本目標で示されたまちづくりを推進するため、31の基本施策を位置付けてございます。</p> <p>小美玉市のまちづくりは、今後、この新しい基本構想に基づきまして、将来像実現に向け諸施策を展開していくこととなります。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
長島委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手によりこれを許します。ありませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第1号 小美玉市第2次総合計画基本構想を定めることについて」採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」の声あり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
	<p>2) 議案第5号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について</p> <p>議案第43号 公の施設の広域利用に関する協議について</p>
長島委員長	次に、「議案第5号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条

	<p>例の一部を改正する条例について」、「議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について」並びに「議案第43号 公の施設の広域利用に関する協議について」の3件を議題といたします。3件とも関連がありますので、執行部より説明を求めます。</p>
<p>倉田政策調整課長</p>	<p>委員長の許可をいただきましたので3件まとめてご説明いたします。議案第5号「小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。</p> <p>本案につきましては、昨年、「小美玉市B&amp;G海洋センター条例」の「B&amp;G」を削除し、「小美玉市海洋センター条例」と条例名が改正され、併せて施設の名称が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正内容につきましては、最後に添付してあります新旧対照表をご覧ください。</p> <p>別表中の、条例の名称にあります「小美玉市B&amp;G海洋センター条例」及び施設の名称にあります「小美玉市小川B&amp;G海洋センター」並びに「小美玉市玉里B&amp;G海洋センター」から、それぞれ「B&amp;G」を削除し、「小美玉市海洋センター条例」、「小美玉市小川海洋センター」、「小美玉市玉里海洋センター」とするものでございます。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行することとしてご提案するものでございます。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第42号 公の施設の広域利用に関する協定についてご説明いたします。</p> <p>水戸市を中心とする県央地域9市町村間において協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しておりますが、このたび協定対象施設の変更に伴い、改めて協定を定めることについて協議いたしたく本案を提出するものでございます。</p> <p>ページを2枚かえしていただきまして、協定書の条文の改正につきましては、第6条をご覧くださいと思います。平成29年3月31日付けで締結した公の施設の広域利用に関する協定書は、平成30年3月31日限り、廃止する。といたしまして、期日を改正しております。</p> <p>続きまして、ページをかえしていただきまして、別表をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、追加する施設でございますが、別表2ページ目、ひたちなか市の「六ツ野スポーツの杜公園」でございます。この公園は、「六ツ野公園」が廃止されたことに伴い移転して開設されたもので、ソフトボール場2面とサッカー場2面を有しております。</p> <p>次に、削除する施設につきましては、ただ今ご説明いたしました「六ツ野公園」でございます。</p> <p>最後に、名称を変更する施設につきましては、ページをかえしていただきまして、議案第5号でご説明いたしましたとおり、「B&amp;G」を削除するものでございます。</p> <p>以上で議案第42号の説明を終わります。</p> <p>最後に、議案第43号 公の施設の広域利用に関する協定についてご説明いたします。</p> <p>本市を含む石岡市、行方市及び茨城町の4市町間において協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しておりますが、このたび協定対象施設の変更に伴い、改めて協定を定めることについて協議いたしたく本案を提出するものでございます。</p> <p>ページをかえしていただきまして、協定書の条文につきましては、2点の改正がございます。</p> <p>まず、一番下になりますが、「協定書の廃止等」として第6条を追加するものでございます。</p> <p>内容につきましては、平成28年3月29日付けで締結した石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する協定書は、平成30年3月31日限り、廃止する。というものです。</p> <p>次に、「協定の施行」として第6条で規定していたものを第7条に変更するものでございます。</p> <p>内容につきましては、この協定は平成30年4月1日から施行する。というものです。</p> <p>続きまして、別表をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、削除する施設につきましては、既に削除されておりますので記載されておしま</p>

	<p>せんが、石岡市野田にあります「石岡市八郷総合運動公園」、「石岡市運動広場」、「石岡市農業者トレーニングセンター」及び石岡市柴内にあります「石岡市朝日スポーツ交流施設」でございます。これらは、条例改正により圏域住民の料金格差がなくなるため削除されたものでございます。</p> <p>最終ページをご覧ください。名称を変更する施設につきましては、「B&amp;G」を削除するものと、茨城町の「運動公園」を「茨城町運動公園」と名称を変更するものでございます。</p> <p>以上で議案第43号の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
長島委員長	<p>以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手によりこれを許します。ありませんか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
長島委員長	<p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
長島委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第5号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について」、「議案第42号」並びに「議案第43号 公の施設の広域利用に関する協議について」の3件を一括採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
長島委員長	<p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p><b>3) 議案第6号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について</b></p>	
長島委員長	<p>次に、「議案第6号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
我妻総務部長	<p>それでは、議案第6号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。</p> <p>小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定によまして議会の議決をお願いするものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、行政組織機構の一部見直しに伴い所要の整理を行うため、この案を提出させていただくものでございます。</p> <p>別表の新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>企画財政部に第3号地方創生を行政改革に変えて変更し、また、総務部に第3号行財政改革に関するものを追加してございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
長島委員長	<p>以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。ありませんか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>

長島委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第6号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」の声あり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>4) 議案第7号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</b>	
長島委員長	次に、「議案第7号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
我妻総務部長	<p>それでは、議案第7号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、本条例は地方自治法第96条第1項1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。</p> <p>今回の条例改正につきましては、昨年8月に示されました人事院勧告に準拠するため条例の整備を行うものでございます。</p> <p>関係資料を添付してございますが、今回の改正によりまして行政職で平均0.2%の引き上げ、特別級等の引き上げについては0.1月分を引き上げてございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
長島委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。ありませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」のあり。
長島委員長	ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第7号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」の声あり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>5) 議案第8号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について</b>	

長島委員長	まず、「議案第8号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
鈴木予防課長	<p>着座のまま、ご説明させていただきます。</p> <p>議案第8号小美玉市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。</p> <p>提案理由ですが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の公布に伴い、必要な改正を行うため、この案を提出するものです。</p> <p>今回の改正ですが、手数料条例別表第2の金額のみの改正であり、新旧対照表でご説明します。4枚目の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>目次の事務(2)消防法の規程に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務について、金額欄に表示されている危険物施設の種類、最大貯蔵量に応じた金額が変更となります。</p> <p>続いて7ページ、目次の事務(6)危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務について、金額欄ウ、基礎・地盤検査及び8ページ、金額欄エ、溶接部検査の特定屋外タンク貯蔵所の貯蔵量に応じて金額がそれぞれ変更となります。さらに、10ページ、金額欄オ、岩盤タンク検査の屋外タンク貯蔵所の貯蔵量に応じ金額が変更となります。</p> <p>次に、11ページ、目次の事務(7)特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務について、金額欄ア、特定屋外タンク貯蔵所の貯蔵量に応じて金額が変更となります。又、12ページ、金額欄イ、岩盤タンクに係る屋外タンクの貯蔵量に応じて金額が変更となります。</p> <p>続いて、2枚目の改正文をご覧ください。今回合計50の手数料金額改正となり、施行期日を平成30年4月1日と定めております。</p> <p>以上で、ご説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
長島委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。ありませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、討論に入ります。討論はございませんか。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり。
長島委員長	ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第8号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」のあり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>6) 議案第9号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について</b>	
長島委員長	続いて、「議案第9号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
白井企画財政部長	<p>議案第9号</p> <p>小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。</p> <p>提案理由としては、基金の目的を達成し現に基金残高を有しない基金を廃止し、また、</p>

公用又は公共用施設の整備事業の資金とする基金を統合し、かつ、小美玉市公共施設整備基金の目的及び処分事項の内容を変更するため、この案を提出するものであります。

次のページをおめくり下さい。

小美玉市基金条例の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条、第8条関係）中、小美玉市地域経済活性化基金の部、小美玉市復興まちづくり基金の部、小美玉市体育施設整備基金の部及び小美玉市四季の里整備基金の部を削り、小美玉市公共施設整備基金の部を次のように改める。

小美玉市公共施設整備基金

（目的は）公用又は公共用に供する施設の整備等事業の資金とするため。

（処分は）基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

附則

（施行期日）1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）2 この条例の施行の際現に小美玉市基金条例の規定により設置されていた小美玉市体育施設整備基金及び小美玉市四季の里整備基金に属する積立金は、小美玉市公共施設整備基金に属する積立金とみなす。

次のページをおめくり下さい。

小美玉市基金条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。改正される部分については下線が引かれております。

まず右側の現行欄をご覧ください。

表は左側から基金の名称、基金の目的、処分事項を示しております。

下線が引かれているのは、小美玉市地域経済活性化基金の行と小美玉市復興まちづくり基金の行でございます。一部改正条例案にてこれらの基金は削るため、左側の改正案では、それぞれこの部がなくなります。

次のページをおめくり下さい。

右側の現行欄の上段部分をご覧ください。

小美玉市体育施設整備基金の行、小美玉市四季の里整備基金の行に下線が引かれております。これらの基金も一部改正条例案で削るため、左側の改正案では、これらの部がなくなります。

続きまして、右側現行欄の下段部分をご覧ください。

小美玉市公共施設整備基金の行の2行目、3行目に下線が引かれております。左側の改正案のとおり、小美玉市公共施設整備基金の2行目、3行目の内容を改めるものでございます。

これらの基金は、それぞれの目的により設置され、積立てられた経緯がございますので、その経緯も踏まえ、公共施設整備基金を管理する必要があると考えております。具体的には、基金はひとつにまとめますが、それぞれの基金残高は管理しておく必要はあると考えております。

説明は以上でございます、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

長島委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
植木委員	それでは、1点確認なのですが、大きい名称というのは一つにまとめて入れるということですが、今部長の説明ではそれぞれの基金という形で管理の必要ということなので、その中でまた細かに分けて残高は残しておくというこの理解でよろしいんでしょうか。
白井企画財政部長	今、植木委員からご質疑あったように、それぞれのを一つにまとめますが、それぞれ四季の里整備基金、体育施設整備基金はそれぞれその目的がございますので、管理していくということでございます。
長島委員長	ほかに質疑はございませんか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次



	に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第9号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について」採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>7) 議案第21号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について</b>	
長島委員長	まず、「議案第21号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
長島消防本部総務課長	<p>「議案第21号：小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由ですが、消防団員の活動業務に合わせ、費用弁償を整理するため、この案を提出するものであります。</p> <p>1枚お捲りいただきまして、次の次のページの新旧対照表をご覧くださいながらご説明させていただきます。</p> <p>改正内容でございますが、表の右側 費用弁償 第13条中 6行目と9行目の「本部1回につき3,000円」とありますが、この「本部」を「団長・副団長・本部員」と実情に合わせて改めるものでございます。</p> <p>次に、表右側の下から2行目「1分団 水火災に準じる 特別警戒」の部分を「特別警戒の場合 水・火災の場合に準じる」と活動業務に合わせて改めるものでございます。</p> <p>次に、表左側 改正案の下から2行目「講習会等の補助的任務の場合 団員1回につき1,000円」を新たに加えるものでございます。これにつきましては、団員が救急・防火講習会等で、実技指導などの補助的な任務をした場合に費用弁償をするものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
長島委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。ありませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、討論に入ります。討論はございませんか。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり。
長島委員長	ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第21号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」のあり。

長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>8) 議案第 22 号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について</b>	
長島委員長	続いて、「議案第 22 号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
鈴木予防課長	<p>着座のままご説明させていただきます。</p> <p>議案第 22 号小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、「消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図ることを目的」として、必要な改正を行うため、この案を提出するものです。</p> <p>2 枚目をお開きください。第 47 条の次に、新たに第 47 条の 2 の条文を加えるものです。第 1 項は、消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が、法令の規定に違反する場合は公表することができ、第 2 項は、消防長は、公表しようとするとき、防火対象物の関係者に通知するものとしております。第 3 項、公表となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めるものとしております。</p> <p>規則で公表の対象とする建物は、飲食店、物品販売店、ホテル、病院など不特定多数の方が利用する建物です。次に、公表の対象となる違反ですが、法令により義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備がそれぞれ未設置のものです。公表する内容は、建物名称、所在地、違反の内容を小美玉市ホームページへ掲載するものです。</p> <p>また、制度開始にあたっては、事前に市民及び防火対象物の関係者に対して、十分な周知説明を行うことが必要であるため、平成 31 年 4 月 1 日施行するものであります。</p> <p>以上でご説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
長島委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
植木委員	内容は理解させていただいたのですが、十分な周知説明ということなのですが、今具体的にどのような方法で周知方法をとろうとしているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。
鈴木予防課長	現在は公表制度のリーフレットを作成中であり、また広報紙等を活用し、周知したいなど考えております。
長島委員長	ほかに質疑はございませんか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第 22 号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について」採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。この際、議事

	の都合により 11 時 00 分まで休憩いたします。
	午前 10 時 44 分 休憩 午前 11 時 00 分 再開
長島委員長	休憩前に引き続き会議を開きます。
<b>9) 議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 4 号)</b>	
長島委員長	続きまして、「議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 4 号) のうち総務常任委員会所管事項」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
白井企画財政部長	<p>議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 4 号) の総務常任委員会所管分についてご説明を申し上げます。 はじめに 6 ページをお開き願います。 第 3 表 繰越明許費でございますが、そのうち総務常任委員会所管の案件について 4 件該当がございます。 表の 1 番上 2 款 総務費 1 項 総務管理費 公有財産管理事務費で 736 万 2,000 円 防災行政無線放送施設整備事業で 1 億 288 万円、小川文化センター施設維持管理費で 586 万 8,000 円 2 款 4 項選挙費 市長選挙経費で 544 万 2,000 円 以上 4 件について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。 次に、10 ページをお開き願います。 歳入でございますが、総務常任委員会所管につきまして、財政課一括でご説明申し上げます。 はじめに、1 款 市税 1 項 市民税で 1 億 2,820 万円の補正増、同じく、2 項 固定資産税で 1 億 4,400 万円の補正増、同じく 3 項 軽自動車税で 730 万円の補正増 同じく 4 項 市たばこ税で 2,100 万円の補正減でございます。 次に 7 款 ゴルフ場利用税交付金で 1,228 万 5,000 円の補正増でございます。 次に 9 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金で 109 万 2,000 円の補正減でございます。 次に 14 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目総務使用料で 四季文化館施設使用料で 150 万円の補正減でございます。 11 ページに移りまして 14 款 2 項 手数料 1 目 総務手数料 市税督促手数料で 10 万円の補正減、3 目 衛生手数料で一般廃棄物処理業許可申請手数料ほか 1 件で 7 万 1,000 円の補正減でございます。 次に、15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金のうち、個人番号カード交付事務費補助金で 130 万円の補正増でございます。 続きまして、12 ページをお開き願います。 15 款 3 項 委託金 1 目 総務費委託金で、自衛官募集委託金ほか 1 件で 1 万 3,000 円の補正増でございます。 13 ページに移りまして、 16 款 県支出金 3 項 委託金 1 目 総務費委託金で、個人県民税徴収取扱費委託金ほか 3 件で、676 万 4,000 円の補正減でございます。 17 款 財産収入 1 項 財産運用収入 2 目 利子及び配当金では財政調整基金積立金利子ほか 4 件で 57 万 4,000 円の補正増でございます。 同じく 2 項 財産売払収入 1 目 不動産売払収入で 1,628 万 5,000 円の補正増でございます。 次に 18 款 1 項 寄附金 2 目衛生費寄附金 環境保全に対する指定寄附金で 287 万 7,000 円の補正増でございます。</p>

	<p>次に 19 款 繰入金 2 項 1 目 基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金で 3 億 7,514 万 9,000 円の補正減、減債基金繰入金で 5,600 万円の補正増、幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金で 22 万 2,000 円の補正減、ふるさと応援基金繰入金で 418 万 3,000 円の補正減、14 ページに移りまして、公共用バス整備基金繰入金で 155 万円の補正増、合併振興基金繰入金で 4,000 万円の補正減でございます。</p> <p>21 款 諸収入 4 項 受託事業収入 1 目 衛生費受託事業収入 空地雑草除去受託料で 273 万円の補正減でございます。</p> <p>同じく 5 項 5 目 雑入のうち、県市町村振興協会交付金で 199 万 9,000 円の補正減、自動販売機設置手数料で 107 万 8,000 円の補正増、コンサート入場料で 874 万 3,000 円の補正減、雇用保険料個人負担金で 16 万円の補正減、市町村アカデミー助成金で 1,000 円の補正減でございます。</p> <p>次に 22 款 1 項 市債 2 目 農林水産業債 畑地帯総合整備事業債で 130 万円の補正減、3 目 消防債、消防ポンプ自動車購入事業債ほか 2 件で 410 万円の補正減、15 ページに移りまして、4 目 合併特例債では、広域幹線道路整備事業債ほか 3 件で 3 億 70 万円の補正減でございます。</p> <p>以上で、歳入の説明を終わります。</p>
我妻総務部長	<p>続きまして、歳出についてご説明をいたします。</p> <p>初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正でございますが、総務課より一括して説明をさせていただきます。</p> <p>55 ページをお願いいたします。</p> <p>一般職の総括における比較欄をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、給料につきましては 289 万円の減、職員手当 2,142 万 7,000 円の増、共済費 215 万 1,000 円の増、一応全体といたしまして 2,068 万 8,000 円の増となっております。</p> <p>また、職員手当の詳細につきましては、下段の内訳欄のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>なお、今回の職員給与費に関する補正につきましては、先ほど申し上げましたが、昨年 8 月に示されました人事院勧告に準拠するため予算の整理を行うものでございます。</p> <p>以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。</p> <p>また、各所管における職員給与費に関する補正につきましては、以後説明を省略させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>これより職員給与以外の歳出に関する補正につきまして、順次所管より説明をさせていただきます。</p>
議会事務局次長	<p>それでは、補正予算書の 16 ページをお願いいたします。</p> <p>16 ページ、一番上段です。1 議員給与費ですが、40 万 7,000 円の補正増をお願いするものです。理由としましては、人事院勧告によるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
我妻総務部長	<p>続きまして、17 ページをお願いいたします。</p> <p>総務課所管についてご説明をいたします。</p> <p>2 款 総務費、1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 人事給与管理事務費でございますが、職員採用試験適性検査委託料などの事業確定によりまして 147 万 6,000 円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>次に、職員厚生費につきましては、ストレスチェック委託料の事業確定により 43 万 3,000 円の補正減をお願いするものです。</p> <p>次に、職員研修費につきましては、実務研修派遣に伴う駐車場料金及び負担金などの支出見込み等の精査により 18 万 3,000 円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>とりあえずここで私は終了でございます。</p>
藤枝管財検査課長	<p>つづきまして、管財検査課所管についてご説明いたします。</p> <p>17 ページをご覧ください。</p>

	<p>5目 財産管理費のうち、まず公用車維持管理経費の11節 需要費の修繕料について、163万4,000円の増額をお願いするものです。</p> <p>内容でございますが、公用バスの修繕費に充てるものでございます。</p> <p>つづきまして、契約検査事務費の14節 使用料及び賃借料について、118万2,000円の減額をお願いするものです。</p> <p>内容でございますが、本予算は、入札から契約に至る一連の業務を、システム化する経費として、予算化したものでございますが、システム構築を次年度へ持ち越すことになったため、減額させていただくものでございます。</p> <p>以上です。</p>
太田企画調整課長	<p>つづいて、企画調整課所管について、ご説明させていただきます。</p> <p>7目 電子計算費 1 情報化推進事業については、2,665,000円の減額補正でございます。内容といたしましては、委託料において契約差金が生じたことで1,440,000円減額するとともに、負担金については額の確定によりまして1,225,000円の減額をお願いするものでございます。説明は以上でございます。</p>
飯塚玉里総合支所長	<p>それでは、同ページ、8目 支所及び出張所費の中の玉里総合支所管理経費でございますけれども、役務費手数料として玉里総合支所改修工事に伴う建築確認申請手数料として36万4,000円を増額補正するものでございます。</p>
滑川市民協働課長	<p>続きまして、市民協働課所管につきましてご説明いたします。18ページをお願いします。</p> <p>2款 総務費 1項 総務管理費 10目 コミュニティ活動促進費 19節 負担金補助及び交付金につきまして、37万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、平成29年度のまちづくり組織活動補助金の交付額の確定により、減額するものでございます。説明は以上でございます。</p>
岡野危機管理監	<p>続きまして、防災管理課所管の説明をさせていただきます。</p> <p>同じく12目 防犯対策費につきましては、11万3,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらにつきましては、防災管理課所管の車1台の車検に要する費用が不足ということで、補正増をお願いするものでございます。</p> <p>続いて、13目 防災諸費におきまして、防災行政無線放送施設整備事業におきまして総額40万円の補正減をお願いするものでございます。こちらにつきましては、当課のほうで臨時職員のほうを雇用しておりますが、その関係で社会保険料30万円の減、賃金につきましては10万円の減ということの見込みが立ちましたので、40万円の補正減をお願いするものでございます。</p>
我妻総務部長	<p>同じく19ページの14目諸費、自衛官募集事務費でございますが、広報紙の作成に要する印刷製本費で1万6,000円の補正増でございます。</p>
太田企画調整課長	<p>つづいて、企画調整課所管について、ご説明させていただきます。</p> <p>15目 特例事業推進費 2 合併特例推進事業につきましては、財源内訳補正として、その他財源の合併振興基金繰入金を4,000万円減額し、同額を一般財源に組替えるものでございます。</p>
亀山市民生活部長	<p>20ページをお開き下さい。</p> <p>19目 市民文化交流費でございますが、838万3,000円の減額となります。</p> <p>説明欄をご覧ください。人件費は、省略させていただきまして、次の21ページをお開き願います。</p> <p>芸術文化振興事務費でございますが、報酬5万5,000円の減額は、市公共ホール運営委員会委員の報酬の執行見込額を精査しまして、減額するものです。</p>

	<p>委託料 589万2,000円の減額は、自主文化事業の鑑賞事業が、当初2回公演のコンサートを予定しておりましたが、1回公演になったため減額させていただきます。</p> <p>使用料及び賃借料 6万1,000円の減額は、自動車借上料の契約差金になります。</p> <p>続きまして、小川文化センター施設維持管理費でございますが、共済費11万9,000円の減額は、臨時職員の社会保険料の執行額を減額するものでございます。</p> <p>需用費の141万3,000円の増額は、燃料費で暖房用灯油代88万円の増額、同じく修繕料につきましては、消防設備修繕、および冷温水ポンプ水漏れ修繕のため、53万3,000円を増額させていただきます。</p> <p>委託料 8万4,000円の減額は、それぞれ契約差金によるものです。</p> <p>使用料及び賃借料 3万円の増額は、複写機使用料を増額するものです。</p> <p>続きまして、四季文化館施設維持管理費21万9,000円の減額でございますが、委託料でそれぞれ契約差金を減額するものです。</p> <p>市民文化交流費につきましては以上でございます。</p>
園部税務課長	<p>税務課所管についてご説明致します。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>2款 総務費 2項 徴税費 2目 賦課徴収費 1 賦課事務費ですが、140万4,000円の補正減でございます。</p> <p>内容といたしましては、7節 賃金につきましては、臨時職員賃金の不要見込による39万円の補正減でございます。13節 委託料につきましては、入札等における契約残による101万4,000円の補正減でございます。</p> <p>以上で税務課所管分の説明を終わります。</p>
小神野収納課長	<p>賦課徴収費の2 徴収事務費であります。全体として、202万円の減額補正をお願いするものです。</p> <p>その内容と致しましては、訪問先減少により、収納嘱託員報酬32万円の減額と精査に伴う通信運搬費50万円、収納手数料等120万円の減額でございます。</p>
菊田市民課長	<p>23ページに移りまして、市民課所管の補正予算についてご説明させていただきます。</p> <p>同じく2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費については、個人番号カード交付及び管理等に関する事務のために増加した経費に対し、国から交付される「個人番号カード交付事務費補助金」の交付額の確定により、財源内訳補正をお願いするものでございます。</p>
我妻総務部長	<p>同じく23ページ、4項 選挙費、3目 諸選挙費でございますが、県知事選挙経費で209万3,000円の補正減、衆議院議員総選挙経費で617万6,000円の補正減、いずれも選挙執行による額の確定でございます。よろしく願いいたします。</p>
太田企画調整課長	<p>つづいて、25ページをご覧ください。</p> <p>5項 統計調査費 2目 指定統計費 7 経済センサス費については、調査区の変更(調査区2箇所減少で関連事務が生じる)に伴い、国からの指示により事務用品5,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。</p>
真家環境課長	<p>続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。</p> <p>ちょっと飛びますが、34ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>4款 衛生費 1項 保健衛生費 6目 保健衛生費でございます。まず、環境衛生事務費といたしまして、1節 報酬 空き家等対策協議会委員報酬10万5,000円の減、環境審議会委員報酬10万円の減でございます。11節 需用費 修繕料10万円の減及び13節 空き家データベース作成委託料36万8,000円の減につきましては、いずれも入札残によるものでございます。19節 負担金補助及び交付金 湖北水道企業団負担金25万3,000円の</p>

	<p>増につきましては、湖北水道企業団職員に係る児童手当に要する負担金でございます。</p> <p>次に環境保全美化推進事業につきましては、財源入れ替えによる財源内訳補正でございます。</p> <p>次に、空き地雑草除去事業といたしまして13節 委託料 空き地雑草委託料27万3,000円の減につきましては、受託面積の減によるものでございます。</p> <p>次に狂犬病予防事業といたしまして、19節 負担金補助及び交付金 動物愛護活動支援補助金8万円の増でございます。</p> <p>次に4款 衛生費 2項清掃費、1目 清掃総務費 ごみ処理対策経費といたしまして、11節 需用費 消耗品費180万円の減でございます。入札残によるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>長島消防本部総務課長</p>	<p>それでは、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。</p> <p>43ページをお開きください。</p> <p>9款 消防費 1項 1目 常備消防費、下段になります、6 車両維持管理経費 11節 燃料費83万4,000円の補正増につきましては、ガソリン及び軽油価格の値上がりに伴い消防車両の燃料費をお願いするものでございます。</p> <p>次のページに移ります。</p> <p>9 救急救助活動経費 18節 備品購入費160万円の補正減につきましては、美野里消防署の高規格救急自動車更新に伴う入札差金でございます。</p> <p>次に2目 非常備消防費 1 消防団活動経費 1節 消防団員報酬90万円の補正減につきましては、団員報酬確定に伴う不用額でございます。</p> <p>9節 1 費用弁償150万円の補正増につきましては、災害出場件数が当初見込件数を超えたため、消防団の出場手当てをお願いするものでございます。</p> <p>13節 消防団員健康診断委託料10万円の補正減につきましては、健康診断事業確定に伴う不用額でございます。</p> <p>19節 理事研修会負担金10万円の補正減につきましては、消防団長が茨城県消防協会の役員改選により、理事を解任となったためでございます。</p> <p>次に3目 消防施設費 1 消防施設整備事業 13節 防火水槽委託料30万円の補正減につきましては、防火水槽設計委託料の入札差金及び事業完了に伴う不用額でございます。</p> <p>18節 自動車購入費149万円の補正減につきましては、消防団車両3台更新に伴う入札差金でございます。</p> <p>19節 消火栓設置工事負担金200万円の補正増につきましては、水道配管布設替え工事に伴い、消火栓設置工事が当初予定数を超えたため不足金をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
<p>白井企画財政部長</p>	<p>52ページをお開き願います。</p> <p>12款 1項 公債費 1目 元金 地方債償還元金で5,638万4,000円の補正増でございます。旧小川南中学校講堂兼体育館の地方債の償還元金について、繰上償還するため増額するものでございます。</p> <p>同じく2目 利子 地方債償還利子は財源内訳補正として、県補助金を326万7,000円増額し、一般財源で同額を減額するものでございます。</p> <p>13款 諸支出金 1項 基金費では1目 財政調整基金費で11万8,000円の補正減、2目 減債基金費で73万5,000円の補正増、4目 公共施設整備基金費で1,635万3,000円の補正増、</p> <p>53ページに移りまして、8目 体育施設整備基金費で1万4,000円の補正増、9目 体力づくり基金費で29万円の補正増、13目 幡谷浩史環境福祉整備基金費で287万7,000円の補正増 20目 合併振興基金費12万4,000円の補正減でございます。</p> <p>以上で、歳出の説明を終わります。</p>
<p>長島委員長</p>	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>

植木委員	<p>何点か質問させていただきたいと思います。</p> <p>まず、13 ページ、下から 2 項財産売払収入ということですが、不動産売買収入ということで、これは具体的な場所というか、物というか、それをお示しいただければと思います。</p>
藤枝管財検査課 課長	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>財産の売払収入につきましては、今回補正を上げさせていただきましたものは 10 件ございました。具体的な場所になりますと、今ちょっと手持ちの資料がないのでございますが、件数としては 10 件で合計金額はこの金額ということでございます。</p>
植木委員	<p>後ほど資料のほうをお願いいたします。</p> <p>では、次に、18 ページ、支所及び出張所費の玉里総合支所の管理経費ということで、建築確認申請手数料ということでもちょっとお聞きしたのですが、これはエレベーターとかの、そういった改修工事にかかわるものに対する確認ということだったのでしょうか。</p>
飯塚玉里総合支 所長	<p>ただいまの質問ですけれども、玉里総合支所の改修工事ということで、エレベーターの新設もございますし、また 3 階部分を中心に改修する工事でございますが、それに伴う建築確認申請手数料ということでございます。</p>
植木委員	<p>わかりました。この玉里の改修工事というのは事前にわかっていたことだと思いますので、こういった申請手続が必要というのもそのときにわからなかったのでしょうか。その中の予算に入れられなかったのかなというのがあるので、その辺お聞きしたいと思います。</p>
飯塚玉里総合支 所長	<p>今月 20 日に工事の設計書が出来上がる予定であり、改修面積が確定しましたので、今回補正ということをお願いしているところでございます。</p>
植木委員	<p>ありがとうございます。補正に上がってきたという理由が十分理解できましたので、滞りなくお願いしたいと思います。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。次、22 ページ、下のほうですが、徴収事務費で訪問先減少によるということは、皆さんきちんと納税をされているようになったということで理解してよろしいのでしょうか。</p>
小神野収納課長	<p>徴収先なんですけれども、まず完納に至ったものもありますし、それで自主納付ができるということで切りかえたものもございます。当初は 29 件あったものが、現在 24 件という形で徴収を実施しております。以上です。</p>
植木委員	<p>わかりました。ありがとうございます。徴収のほうも本当にきちんとというか、親切に対応していただいているというのは理解しますので、また完納件数もふえてきているということで安心しました。</p> <p>とりあえず以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p>
岩本委員	<p>17 ページの中段の委託料のストレスチェック委託料とあるんですけれども、これちょっと細かくて、要はストレスチェック、チェックシートみたいのをチェックするわけでしょう。誰がそのチェックシートをチェックして、もしそのチェックの結果、職務に耐えられないという判断になった場合、どういう対応をするのかちょっと教えてください。</p>
我妻総務部長	<p>岩本委員ご案内のように、チェックシートによって各自項目に従って入力をしていきます。その結果、ストレス度というものが判定をされ、その結果、専門の医師に面接を希望する者、あとは希望しない者として対応を図る者と分かれまして、うちのほうで契</p>



	<p>約している専門医師に希望する場合には連絡をとり、日にち、時間を決めてカウンセリングというんですか、そういったものを受けて、今後の対応を相談し、早く改善できるようにということで取り組んでいるということになります。</p> <p>また、重度の場合にまだ出てないんで、それについてはやはり医師のほうから我々担当事務局のほうに所要の対応策等が指示されますので、それに従って対応することになるというふうになってございます。</p> <p>以上でございます。</p>
長島委員長	ほかに質疑はございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、討論に入ります。討論はございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。</p> <p>「議案第 23 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算（第 4 号）のうち総務常任委員会所管事項」を採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	「異議なし」のあり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>10) 議案第 29 号 平成 29 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）</b>	
長島委員長	続いて、「議案第 29 号 平成 29 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
真家環境課長	<p>続きまして、霊園事業特別会計につきましてご説明いたします。</p> <p>歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ 540 万円を減額し、歳入歳出総額を 1,653 万円といたします。</p> <p>まず、3 ページをお開き願います。</p> <p>まず、歳入でございますが、1 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目 衛生使用料 1 節 霊園使用料 540 万円の減でございます。新規募集区画 20 区画分の減によるものでございます。</p> <p>次に、歳出でございますが、1 款 霊園事業費 1 項 霊園施設管理費 1 目 霊園施設管理費 市営霊園管理事業でございます。まず、13 節 委託料 霊園構内除草委託料 47 万円の減につきましては、入札残によるものでございます。25 節 積立金 霊園整備基金積立金 493 万円の減につきましては、先ほど申し上げました歳入の減によるものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
長島委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
植木委員	先ほど新規 20 区画減ということですが、これは予定していた区画が売れなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

真家環境課長	当初毎年 50 区画売分につままして予算化をしております、昨年までは全部完売という形になっていましたが、今年につまましては、この約 20 区画分がまだ売れてないということでございましたが、今ちょっと最近になって今は 30 区画ぐらいは売れております。いずれにいたしましても、予算しております 50 区画全部は売れない見込みでございます。
植木委員	わかりました。ありがとうございます。 これは意見というか、以前一般質問のほうで長島委員長のほうもこういった墓園に関して質問あったと思うんですが、私なんか小美玉市に後から来たので、やはりお墓のことも考えなければいけない立場なのですが、今お墓をつくったとしても、それを守る人がそこにいてくれるかどうかという、居続けてもらえるのかというような問題もありますので、今までの 1 期ずつ区画で販売するという方法もとても大切、やはり必要としている方がいらっしゃいますので、必要かと思いますが、そのほかの霊園のあり方というのも今後ぜひ検討していただきたいと思います。これは要望として終わらせていただきます。 以上です。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第 29 号 平成 29 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。 おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>13) 議案第 47 号 和解について</b>	
長島委員長	続いて、「議案第 47 号 和解について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
太田企画調整課長	議案第 47 号 和解について ご説明申し上げます。 事故の概要としては、平成 29 年 3 月 30 日午前 8 時 25 分頃、地域循環バスが小美玉市鶴田 15-7 番地先十字路交差点において、地域循環バス C ルート始発右回りの回送中、青信号を確認し交差点に進入したところ、赤信号を無視し交差点に進入した運転者 A の車両に衝突され大破したものであります。運転者 A は行方市在住者です。 被害品としては、市所有の地域循環バス車両 トヨタ ハイエース 13 人乗りであり、車両は修理不能のため廃車となりました。 交渉の経緯としては、過失割合等について相手方保険会社と協議し、車両の時価額相当額、並びに乗合車両として改装した経費について、双方の保険会社間で交渉してまいりました。その結果、事故の状況から当方の過失はなく、車両については市場価格を参考に時価相当額としての提示があり、あわせて、当方で加入している車両保険での対応

	<p>も検討した中、平成 29 年 12 月 21 日、車両保険も含めた損害賠償額の提示に至りました。相手方保険会社からの提示額は、1,100,000 円、当方保険会社車両保険からは、2,250,000 円であったことから、当市への賠償額については、車両保険提示額が有利であります。</p> <p>今後の和解の方針といたしましては、交通事故による自動車の衝突が無ければ、現在でも使用することが出来た車両を再購入することを余儀なくされた損害として、提示された賠償額 2,250,000 円を和解金として和解を進めてまいりたいと考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
長島委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
村田委員	<p>現地視察に行くときに、できれば地番とかもう少し見えるものを用意していただければと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
長島委員長	<p>ほかに質疑はございませんか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
長島委員長	<p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。「議案第 47 号 和解について」採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
大和田委員長	<p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p><b>14) 29 陳情第 2 号 太陽光発電施設に関する陳情書</b></p>	
長島委員長	<p>次に、「29 陳情第 2 号 太陽光発電施設に関する陳情書」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
深作書記	<p>それでは事務局より概略をご説明いたします。</p> <p>本陳情書 29 陳情第 2 号 太陽光発電施設に関する陳情書 につきましては、先の平成 29 年第 4 回定例会において提出され審議の結果、継続審査としたものです。</p> <p>経緯につきましては、本陳情書は、花野井区さくら自治会 大石 英敏様ほか 25 名から提出され、平成 29 年 9 月 22 日付で受理したものです。</p> <p>内容でございますが、29 年 7 月ごろ、お住まいの住宅団地内に、太陽光発電施設の建設が始まり、施設の足場が道路にはみ出していたため、工事業者と話し合いをしたが改善されず、県や市の担当者に相談したがはみ出している道路が、個人名義の道路なので対応策がないと言われたとのことでした。</p> <p>その後 29 年 10 月 12 日に、陳情者がその足場がはみ出していない状況になったとのことで事務局へ参りました。そこで、取り下げるかどうかをたずねましたところ、この陳情の趣旨は、太陽光発電施設を建設するにあたり、問題点・改善事項等を網羅しているような拘束力のある条例の制定を求めるとのことでしたので、第 4 回定例会において現地視察を含む審議をいたしました。(詳細につきましては、会議録 P. 10～をご覧くださいと思います。</p> <p>審議中、執行部からは、県のガイドラインに沿って指導していく考えであるとの説明を受けました。委員からは市の実情にあった形で進めるために、県内の動向や先進事例</p>

	<p>等も参考にしながら調査研究をして前向きに検討するというところで、継続審査としています。</p> <p>以上です。</p>
長島委員長	<p>以上で説明は終わりました。</p>
真家環境課長	<p>その前に、前回の審議の中で調査研究をするようにということをございましたので、まずは県内自治体の調査した結果をご説明したいと思います。</p> <p>それでは、調査結果をご説明させていただきます。</p> <p>県内条例制定されている市につきましては9市が独自に条例を制定しているところでございます。県のガイドライン制定日が平成28年10月1日でございますが、それ以前に条例を独自に制定している市が5市ございました。県のガイドライン制定後、条例を制定した市が4市ということでございます。</p> <p>まず、県のガイドライン制定前に独自条例化している5市の状況でございますが、笠間市、つくば市、日立市、石岡市、龍ヶ崎市の5市でございます。共通していることは大規模な太陽光発電事業が多発したということでございます。それらにより自然環境が変わってしまい、住民トラブルが発生して反対運動、要望が寄せられたということございまして、また、それぞれこの5市には特殊事情がございまして、独自に制定したということでございます。</p> <p>例を挙げますと、笠間市などでありまして、笠間焼などの伝統文化、自然環境保全地を有しているということでございます。また、つくば市においては、筑波山の国定公園区域を有していること、土砂災害計画区域等を有し、日立市においても自然公園あるいは保安林の特別地域を有している。石岡市においては文化財の指定包蔵地域を有している、あるいは同じように国定公園を有している。龍ヶ崎においても自然環境と同様でございます。こういうことから県のガイドラインの前に独自に条例を制定したとのことでございます。</p> <p>こういった経緯を踏まえて、県では県内にいろいろ状況が広がるということで、平成28年10月1日に全市町村に参考になるようなガイドラインを制定したとのことでございます。それ以降、土浦、古河市、結城市、北茨城の4市が条例を制定しておりますが、おおむね先ほどの5市と同じような理由でありましたが、唯一違っていたのが北茨城市については、災害により大量に破損した太陽光パネルがあったということで、廃止後の処置の条例化をしたことでございます。まずご報告をさせていただきます。以上です。</p>
長島委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
植木委員	<p>確認なんですけれども、そういった研究研鑽の上で条例を制定するというところで理解してよろしいでしょうか。</p>
真家環境課長	<p>私ども事務局の意見を申し上げさせていただきますが、県内44市町村のうち条例を制定している自治体はただいまご説明しました9市であります。その中でも県のガイドライン制定後に制定している市は4市であり、いずれも大規模事業があった自治体であり、また、自然環境、景観、歴史、文化財等、特殊事業がある自治体でございます。こういったものを考えますと、小美玉市においてはこれほど大規模ではなく、これらに比べれば特殊事情ではないというふうに思いますので、引き続き一般的に県のガイドラインに沿ってやっていきたいというような考えであります。</p>
植木委員	<p>詳しく説明していただいてありがとうございました。理解しました。この県のガイドラインでの対応で、この陳情の場合には同じような似たような案件がある。今後出てこないとは限らないと思うのですが、そういったことに対する対応は今のところ十分と判断していると理解してよろしいでしょうか。</p>

真家環境課長	このガイドラインに沿って十分対応できるというふうに考えております。
岩本委員	この陳情の趣旨というのは、要するにいろいろ地元でやっていく、ちゃんとこういうのを取り締まってくれとかいうか、指導してくれということなんでしょう、これ。今執行部が言ったのは、県のほうのガイドラインにのっとって小美玉市独自の条例とかガイドラインはつくらないけれども、県のガイドラインにのっとって指導していきますということだと思っただよ。これを採択するか、しないかでしょう。
	「そうですね」と呼ぶ声あり
岩本委員	そうでしょう。じゃ、私の意見としては、住民の陳情なので、執行部のほうでも県のガイドラインにのっとって指導していきますということだから、ぜひ採択してあげるべき事案だと思います。
亀山市民生活部長	それでは、私のほうから若干ご説明を追加させていただきます。 県のガイドラインにつきましては、平成28年の10月1日に前段でつくった笠間市、つくば市、日立市、石岡市、龍ヶ崎市を参考にガイドラインを県でつくりました。内容を見てみますと、後からつくった石岡市、古河市、結城市に関しましても全く内容的には茨城県のガイドラインと同じような内容でございます。そのような形から、この陳情書のほうのお話を採択はしなくても、不採択でも十分に県と同様の対応をしていけるというような形でございます。
林副市長	すみません、補足説明させていただきます。 陳情書の内容を読みますと、ぜひガイドラインより強い制約の管理、一定の配慮が必要な条例をつくってほしいというのが趣旨かと存じますので、できれば我々の、先ほど事務局が話しましたように、ガイドラインを中心にしながら進めていけるのではないかとということでございますので、その辺ご理解いただきたいというふうに思います。 すみません、補足でございます。
大和田委員	ただいま執行部のほうから説明がありましたけれども、県のガイドラインに沿えば十分に今の段階では指導できるというようなことで、改めて市では今の段階では条例の制定の必要はないのかなというような説明でしたので、私も前回はそういうふうに思っていましたので、不採択でもいいのかなというふうに。ただ、ガイドラインについては私もまだ見てないので、ぜひそのコピーしたものを提出いただきたいと思います。
小川委員	前は私、総務委員じゃなくて、この陳情書は読みましたが、私の地元でもあるわけなんですけど、前回は私道を市道にという陳情がありまして、執行部のほうではやっぱり前例がないとか、ほかの地区でもそういうのがあるということで、花野井地区を採択すればほかもということで、公平性が保たれないというお話ございました。今回のこの太陽光の陳情がそうですね。私も現地はよく把握しています。ただ、執行部のほうから話がありましたように、今回県のガイドラインに沿った対応をしたいというお話でございますので、私はその方向で今回は不採択で、地域の住民にとっては何ら生活上は困るというようなことはないと思いますので、花野井地区のこの団地のガイドラインといたしますか、そういう条例をつくれれば、今度はほかの地区でも起きた場合に、そういった条例をつくっていくということになるかと思うんですよ。だから、やっぱり行政、公正な立場で住民の意向も配慮しなくてはなりません、公正な立場で処置をしていただければというふうに思いますので、私は地元の議員ではありますが、やっぱり偏らないで公正に判断をしてもらいたいというのが私の意見です。よろしくお願ひします。
村田委員	県のガイドラインでしっかりと対応できるということですので、私としまして

	<p>は、これは不採択ということでやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
長島委員長	<p>この陳情書を不採択ね。 私も特別な事情がある自治体以外は県のガイドラインに沿って指導しているということで、これが一般的という見解から、この件については不採択と、こういう形で考えております。 それでは、採決をいたします。</p>
岩本委員	<p>委員長、これ陳情の趣旨をよく説明してから採択か不採択か見てもらったほうがよい。私は、今見てとれたんだけど、県のガイドラインよりも制約の強い管理と一層の配慮が必要ということが趣旨なんだね、これね。そうとは理解できない。それを言わないと、陳情だけで言うと採択という考え方もあるので、県のガイドラインで十分管理できますということであれば、それ以上のものを市でつくってもらいたいという趣旨だということをちゃんとと言わないと、採択か不採択か選びづらいんで、ちょっとその辺をちゃんと明確にしておをお願いします。</p>
長島委員長	<p>今岩本委員のほうからお話がありましたが、通常県の一般的なガイドラインというのがありまして、それに増してまた市のほうで新たにそれ以上の条例をお願いしたいというような陳情のようなので、そういうことでございます。 それでは、採決を諮りたいと思います。 本件について不採択とすべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
長島委員長	<p>ご異議なしと認め、本案は不採択とすべきものと決しました。以上で、本委員会に付託された議案等の審査は全て終了しました。 大変ご苦労さまでした。</p>
岩本委員	<p>常任委員会の協議事項というのは、例えば付託案件の審査だけではないと思うんだよね。各委員さんが例えば常任委員会所管事項による何か協議事項があって、もしできればその他の事項を設けてもらって、この場でちょっと委員の皆様と協議していただきたいことがあるという場合もあり得るので、議案審査だけではなくて、その他の事項も設けてもらいたいと思います。 それと、昨年より議会報告会のための、例えば定例会ごとに各常任委員会で今回の定例会において議会報告会で報告すべき事項というのを協議してもらえようように前回の議運のほうではちゃんと徹底したと思うんです。今回そういう話なかったのかどうかわかりませんが、ことしも当然議会報告会があるわけですから、今定例会において総務常任委員会が議会報告会に報告すべき事項というものを正副委員長で大体は見ておいて、それで内容は正副委員長に任せますけれども、こういう内容でいいですかぐらいのものがなければ、報告会間際になって、今議会改革特別委員会ないので、恐らく各常任委員長、副委員長で議会報告会の報告事項をまとめると思うんだね。大変なことになると思うし、常任委員会の報告なんで委員長、副委員長だけでは決められないこともあると思います。ですから、その他の事項と議会報告会の報告すべき事項は各常任委員会、総務常任委員会の協議事項の中に加えていただきたいと思います。</p>
長島委員長	<p>今、岩本委員のほうからお話がありましたが、いろんな報告、今お話がありましたように、議会報告会、これがそのほかの正式な報告については委員長、副委員長だけの考えではなくて、やはり対外的なものもありますので、皆さんのご意見を参考というか、一緒に協議しまして、そういうことで報告したいと思います。よろしいですか。</p>

各委員	「はい」という声あり。
長島委員長	長時間慎重審議，皆さんご苦労さまでした。
村田副委員長	それでは以上で総務常任委員会を閉会とします。ご苦労さまでした。
閉会　：　午後 12 時 10 分	